

留学生指導部の設置に関する内規

昭和62年 1月29日制定

平成28年12月 6日改正

(設置)

第1条 この内規は、奈良工業高等専門学校グローバル教育センター規程第4条の規定により設置する留学生指導部（以下「指導部」という。）に関する必要な事項を定める。

(組織)

第2条 指導部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) グローバル教育センター副センター長（留学生部門担当）（以下「副センター長」という。）
- (2) 教務主事補及び寮務主事補の各1名
- (3) 留学生在籍の第3学年及び第4学年学級担任
- (4) 留学生指導教員
- (5) 校長が指名する者

2 前項第2号及び第5号の委員は、校長が任命する。

(協議事項)

第3条 指導部は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 留学生の学習指導に関すること。
- (2) 留学生の生活指導に関すること。
- (3) その他留学生に関すること。

(会議等)

第4条 指導部の会議は、副センター長が招集し、その議長となる。ただし、副センター長は必要に応じて副議長を置き、その任を委ねることができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 指導部が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 指導部に関する事務は、学生課で行う。

附 則

この内規は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月9日）

この内規は、平成23年11月9日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月6日）

この内規は、平成29年4月1日から施行する。